

令和5年度第1回広島高速道路公社入札監視委員会 議事の概要

開催日	令和5年8月9日(水) 14:00~16:00
場所	広島高速道路公社 1階 会議室
出席委員	内田委員(委員長)、半井委員、松本委員
議題	<p>議事1 入札及び契約手続の運用状況等の報告について</p> <p>議事2 抽出事案について</p> <p>(1) 令和4~6年度 広島高速1号線3橋床版取替工事 (2) 令和4・5年度 広島高速3号線塗替塗装工事 (3) 広島高速5号線(Dランプ第2橋)橋梁詳細設計業務 (4) 広島高速5号線(Cランプ第2橋・Dランプ第3橋)橋梁詳細設計業務</p>
抽出事案の 審議対象期間	令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
審議・報告内容	別紙のとおり
委員会による 意見の具申等	いずれの審議案件とも適正であると認められました。
担当部署	広島高速道路公社 総務部総務課経理係 082-508-6848

報告内容									
議事 1 入札及び契約手続きの運用状況等の報告について									
○ 入札方式別の発注件数は次のとおり									
区 分	一般競争入札			指名競争入札			随意契約		件数計
	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち 総合評価	うち 低入札	件数	うち公募 型アール方式	
建設工事	7	7	1	0	0	0	0	0	7
測量・建設コンサル タント等業務	7	6	0	0	0	0	3	2	10
件数計	14	13	1	0	0	0	3	2	17

○ 低入札価格調査を行った件数は1件

○ 指名停止措置を行った件数は2件

措置理由	件数	対象業者数	措置期間
独占禁止法違反行為	1	3	4か月
不正又は不誠実な行為等	1	1	1か月

○ 入札・契約過程に係る苦情申立て、入札談合情報、入札・契約事務に係る働きかけ等については該当なし

報告内容	
議事 2 抽出事案について	
○抽出事案 1 令和4～6年度 広島高速1号線3橋床版取替工事	
意見・質問	回答
○ 契約金額が16億円と大きいものの、ネクスコ西日本などの他団体における同種工事の発注も多いにも関わらず、応札者が1者である理由は。	● ネクスコ西日本などの他団体における同種工事の契約額と比較すると、中規模程度となる。国・ネクスコなど各発注者が年度初めに発注見通しを公表しており、業者が同種工事を把握して、規模等を勘案して受注工事を選別できることから、比較的規模の大きくない会社の工事では、結果的に応札者が1者になったと推察される。
○ 本件工事の3橋を細分発注することで、応札者数が増加しないか。	● 施工管理の調整及び現場で必要となる対面通行規制の問題から、一括発注が合理的と判断した。
○ 落札率が高い理由は。	● 設計金額は標準積算基準と、参考図書として公表している見積りとの積算できるため、応札者はかなり正確な設計金額の算出が可能となっている。それに対して応札者が必要額を計上し

意見・質問	回答
<p>○ 総合評価落札方式における応札者は1者でも成立するのか。</p> <p>○ 技術提案が満点となっているが、よくあることか。</p>	<p>た結果と考えている。</p> <p>● 応札者が入札要件を満たしていれば、落札可能である。</p> <p>● 技術提案は評価基準の内容で判断しており、本案件は全て満たす提案となっているため満点となっている。</p> <p style="text-align: right;">(保全課長)</p>

報告内容	
議事2 抽出事案について	
○抽出事案2 令和4・5年度 広島高速3号線塗替塗装工事	
意見・質問	回答
<p>○ 3者入札にも関わらず落札率が高い理由は。</p> <p>○ 塗替工事については5基を予定している中、本件入札は2基のみを対象としている理由は。</p> <p>○ 定期的に点検を行うことになっているか。</p> <p>○ 入札参加者が3者で競争が適正に行われている印象だが、参加者を増やすために工夫した点は。</p> <p>○ 公社で公告前に工事実績を確認していても、応募者が申請時に資格確認の書類を提出する必要があるか。</p> <p>○ 公社は入札を郵便入札で行っているが、今後、電子入札で行う予定はないか。</p>	<p>● 総合評価の結果、金額の提示が最も低かった入札者が落札者とならなかったため。</p> <p>● ポリウレタン系の塗装で、劣化の進んだ2基から計画的に工事を進めている。</p> <p>● 橋脚は法定点検を5年に1度行うこととなっている。</p> <p>● 事前に発注見通しの公表を行ったことと、これまでの同様の工事では通常10年以内の実績を求めるところを、15年以内に条件を緩和したところである。</p> <p style="text-align: right;">(保全課長)</p> <p>● 応募者の提出書類により正式に確認する事前確認型をとっている。</p> <p>● 広島県の電子入札システムへの参入を検討したが、コストだけではなく運用面においてもハードルが高かったため、他の手法などの検討を引き続き行う。</p> <p style="text-align: right;">(事務局)</p>

報告内容	
議事2 抽出事案について	
○抽出事案3 広島高速5号線（Dランプ第2橋）橋梁詳細設計業務	
意見・質問	回答
○ Cランプ第2橋・Dランプ第3橋と、なぜ分割発注なのか。	● Dランプ第2橋は高速道路上の架設を行うといった特徴があり、また、Cランプ第2橋・Dランプ第3橋は供用中の既設橋梁に接続するといった特徴があり、それぞれの特徴によって設計を分割発注した。
○ 技術提案の評価において、「的確性」と「実現性」の説明内容がほぼ同じに見える。評価内容に重複（ダブルカウント）はないか。	● 「的確性」では、準備段階として現場状況の的確な把握を着目点としており、「実現性」では、その次のステップとなる現場の問題点を認識したうえ、テーマに沿った提案の実現性に着目して審査している。この2つはそれぞれ関連性があるが、別の視点から評価を行っている。 (建設第二課長)
○ 評価の配点区分が30点、18点、0点の3区分で、0点は有効性の全くない提案に対する区分ということであれば、実質的に2段階評価となっているので、4～5区分などに細分化したほうが良いのではないか。	● 評価基準に完全に該当するのか、あるいは完全ではなく少し欠けているのか、という観点で区分できるようになっている。1枚程度で提出される技術提案書で、その配点が8割か6割かというような細かい区分をすることは技術的に難しいが、他の発注者の事例など、研究を行っていく。
○ 0点と採点される項目があった場合、その応募者は非特定とされるのか。	● これまでに事例はないが、非特定事項に該当する項目が0点となる場合は非特定となる。 (事務局)

報告内容	
議事2 抽出事案について	
○抽出事案4 広島高速5号線（Cランプ第2橋・Dランプ第3橋）橋梁詳細設計業務	
意見・質問	回答
○ 本件は1者のみの応募となっているが、プロポーザル方式は、提案を基に比較することが趣旨なので、応募者を増やす工夫を行ってほしい。	● 発注見通しの早期公表や、建設コンサルタント協会や広島県測量設計業協会等を通じて広く公募の周知を行っている。今後も引き続き行っていく。 (事務局)